差出人: 村上 絢
送信日時: 2022 年 11 月 7 日 17:44
宛先: 松田 宏明
件名: RE: ご連絡

松田様

いつもお世話になっております。
下記メールを拝見いたしました。
貴社との話し合いについては、事前にお互いに秘密保持契約書の文言を調整し、有効期限（11 月 7 日）を定めた上で調印したものです。有効期限が経過すれば、お互いに秘密保持義務がなくなることは契約書の文言から明らかです。
貴社としても、それを前提として弊社に開示すべき事項を熟慮の上で開示してもよいと判断した事項を弊社に開示したはずです。
にもかかわらず、お互いに合意した秘密保持契約書の内容を無視して有効期限を経過しても秘密を守ることが「ビジネス上の信義」であるとか、貴社と弊社との協議の経過を知ってしかるべき貴社株主に対して開示を行うためにこれを公表することを「強行」などと表現すること自体、不合理というほかありません。
加えて、弊社は、11 月 1 日の面談の際に、協議の内容は開示予定であることを貴社に伝えており、開示されては困るという話は一切ありませんでした。その後も、協議の内容を公表することを前提とするご連絡を何度か差し上げましたが、これに対しても、貴社から公表されては困るとのお申し出は一切ありませんでした。そして、今日の午後になって、突然、下記メールをいただいた次第で、それこそ「ビジネス上の信義」に反するのではないでしょうか。
以上のとおりですので、貴社とのやり取りについては、秘密保持契約の有効期間が満了した後に公表させていただく予定です。
なお、繰り返しになりますが、貴社が提案された株主価値向上策は貴社の全株主の株主価値向上に資するものですので、弊社が応募契約の締結に応じるか否かにかかわらず、全株主のために実施されるべきであると考えます。

よろしくお願いいたします。

村上